

平成23年6月20日決定  
平成26年6月1日改正  
令和2年12月1日改正  
令和6年2月1日改正

## 千葉県議会広報基本方針

### 1 議会広報基本方針

千葉県議会の広報は、議会の活動状況に関する情報を広く市民に提供することにより、市民の議会への関心と理解を高めることを目的とする。情報提供にあたっては、公正中立な立場を堅持するとともに、市民に親しまれ、わかりやすい紙面や映像づくりに努める。その提供方法として、広報紙の発行、ホームページ、議会中継、ソーシャルメディアを活用した広報等を実施することとする。

### 2 委員会の設置

議会広報紙の発行、ホームページ及び議会中継等の実施に関し、基本的事項を協議するため、千葉県議会広報委員会を設置する。委員会に関し必要な事項は、「千葉県議会広報委員会設置要綱」に定める。

### 3 広報会議の設置

千葉県議会の広報に関し、広報基本方針及び千葉県議会広報委員会の決定事項に基づき、適正かつ円滑な運営を行うため、議会事務局に千葉県議会広報会議を設置する。広報会議に関し必要な事項は「千葉県議会広報会議設置要綱」に定める。

### 4 広報紙の発行

#### (1) 広報紙の役割

千葉県議会は、定例会等の状況を紙面により広報し、名称は「ちば市議会だより」とする。

#### (2) 掲載内容

定例会、臨時会の本会議における主な質疑・質問とその答弁の項目ごとの要旨、各常任委員会・特別委員会の審議経過及び結果並びに活動の概要をはじめ議会のしくみなど、議会広報に必要な事項とする。

#### (3) 発行回数及び発行時期

発行回数は原則として年4回とし、各定例会後すみやかに発行する。

#### (4) 配布先

市域の全世帯を対象とする。

#### (5) 配布方法

市政だよりへの折込みによるものとする。

#### (6) その他

ちば市議会だよりの規格及び編集に関しては、「ちば市議会だより編集要領」

に定める。

## 5 ホームページ

### (1) ホームページの役割

千葉市議会はインターネットのホームページを活用し、市議会に関する情報等を提供することとする。

### (2) 掲載内容

議員に関する情報、定例会・臨時会に関する会議日程、会議結果などに関する情報、市議会の仕組みに関する情報、議会中継、ちば市議会だより、市議会からのお知らせ、請願・陳情に関する情報、会議録の閲覧・検索に関する情報など議会広報に必要な事項とする。

### (3) 掲載時期

当ホームページに公開する情報及び事項の内容に更新の必要が生じたときは、できるかぎり迅速に更新手続を行う。

### (4) その他

ホームページに関し必要な事項は、「千葉市議会ホームページに関する要綱」に定める。

## 6 議会中継

### (1) 議会中継の役割

千葉市議会は、本市議会の議場及び委員会室における会議の状況をインターネットにより映像を配信する。

### (2) 対象会議及び配信方法

議会中継の対象会議及び配信方法は、次のとおりとする。

開催場所	対象会議	配信方法
議場	本会議、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会	生中継、録画放映
委員会室	常任委員会、特別委員会（予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会を除く。）	録画放映

### (3) その他

議会中継に関し必要な事項は、「千葉市議会の会議の放映に関する要綱」に定める。

## 7 ソーシャルメディアを活用した広報

### (1) ソーシャルメディアの役割

千葉市議会はソーシャルメディアを活用して市議会に関する情報等を提供することとする。

### (2) 掲載内容

定例会・臨時会に関する会議日程、会議結果などに関する情報、市議会の仕組みに関する情報、市議会からのお知らせなど議会広報に必要な事項とする。

(3) 掲載時期

公開する情報及び事項が生じたときは、できる限り迅速に掲載手続きを行う。

(4) その他

ソーシャルメディアの運用に関し必要な事項は、利用するソーシャルメディアの種類ごとに運用基準等を定める。

8 その他の広報

千葉県議会は上記4、5、6、7の他、市民にとって有用な議会情報の提供に努めるものとし、その基本的な事項は広報委員会において協議する。

9 広報効果の把握・評価・改善

市民の声の把握に努め、実施状況を評価し、議会広報の充実に活用する。

広報委員会においては、広報活動状況の報告を受け情報を共有するとともに、事後的な評価を行い、改善に役立てるものとする。